

誓約書

私（当社）は、下記の1～5までのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、1～5までのいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、1～5までのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、公益財団法人奈良県地域産業振興センターが求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、「なら農商工連携ファンド」の採択を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団員等（奈良県暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

平成 年 月 日

住所（所在地）

（企業名）

氏名（代表者）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条(抜粋)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
2. 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
3. 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
4. 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
5. 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
6. 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
7. 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
8. 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

奈良県暴力団排除条例第2条(抜粋)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県内の事業活動又は県民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項及び第50条第1項(抜粋)

第49条 第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)は、文書によってこれを行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第69条第1項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない

第50条 第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令(以下「納付命令」という。)は、文書によってこれを行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第69条第1項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。